

越生町国民健康保険加入者のみなさまへ

令和元年度国民健康保険納税通知書を発送します

7月中旬に越生町国民健康保険に加入している世帯の世帯主（納税義務者）へ、令和元年度国民健康保険納税通知書を送付します。

普通徴収の納期 1期…7月31日(水)、2期…9月2日(日)、3期…9月30日(日)、4期…10月31日(木)、5期…12月2日(月)、6期…12月25日(水)、7期…令和2年1月31日(金)、8期…3月2日(月)

特別徴収の納期（加入者全員が65〜74歳の世帯の場合）

1期…4月15日(月)、2期…6月14日(金)、3期…8



月15日(木)、4期…10月15日(火)、5期…12月13日(金)、6期…令和2年2月14日(金)

※原則世帯主の年金から天引きされます。ただし、世帯主が国保以外、年金が年額18万円未満、介護保険料の天引きとの合計が年金額の2分の1を超える場合は普通徴収になります。年金から天引きとなる方も口座振替へ変更できます。

納付方法は口座振替にすれば、納め忘れがなくなります。また、一度手続きをすると翌年以降も自動的に更新されます。手続きは、通帳と通帳に使用している印鑑をお持ちのうえ、次の金融機関の窓口でお申し込みください。

金融機関 埼玉りそな銀行、りそな銀行、飯能信用金庫、埼玉信用金庫、いづるま野農業協同組合、中

央労働金庫、ゆうちょ銀行

1. 国民健康保険税課税限度額を改正します

今回の課税限度額の改正は、国で定められている額に合わせるもので、課税限度額を3万円引き上げ、課税限度額の合計額が93万円から96万円になります。国保加入者の医療費は、加入者が負担する国民健康保険税で成り立っていますので、ご理解をお願いします。

2. 軽減判定所得の算定方法が一部変更となります

前年中の世帯の総所得金額の合計が一定基準以下の場合、均等割額が軽減されます。国の税制改正に伴い、国保税の軽減判定基準が拡大され、軽減判定所得の算定に用いる1人あたりの加算額が5割軽減は28万円（今まで27・5万円）、2割軽減は51万円（今まで50万円）となりました。

均等割額の軽減措置について

軽減割合	総所得金額が下記の基準を超えない世帯
7割	33万円以下
5割	33万円 + (28万円 × 被保険者数) 以下
2割	33万円 + (51万円 × 被保険者数) 以下

令和元年度の税率

	所得割	均等割	課税限度額
医療給付費分	7.4%	2万4千円	61万円
後期高齢者支援金分	1.6%	8千円	19万円
介護納付金分	1.2%	1万1千円	16万円

所得割 + 均等割 = 年税額（上限96万円）

国民健康保険税の計算例

（40代夫婦、子ども2人、給与収入400万円（所得266万円）の場合）

課税標準所得額
= 前年総所得金額（266万円） - 基礎控除額（33万円） = 233万円
所得割額（所得に応じて）
= 課税標準所得額 × 所得割の税率
均等割額（1人あたり）
= 均等割額 × 加入者数

	医療給付費分	後期支援金分	介護納付金分
所得割額	233万円 × 7.4% = 172,400円	233万円 × 1.6% = 37,200円	233万円 × 1.2% = 27,900円
均等割額	2万4千円 × 4人 = 96,000円	8千円 × 4人 = 32,000円	1万1千円 × 2人 = 22,000円
計	①268,400円	②69,200円	③49,900円

年税額 = ① + ② + ③ = 387,500円

※介護納付金分は、40歳から64歳までの方が対象

※軽減措置が適用されるのは、世帯主（国保に加入していない世帯主を含む）と国保加入者全員が

所得の申告が済んでいる世帯に限ります。

問 町民課 国保年金担当

☎ 内線 121・122

軽減特例措置が段階的に縮小・廃止されます

後期高齢者医療保険料の均等割額の軽減割合について

本来7割軽減の対象者の方は、これまで軽減特例措置として9割または8・5割が軽減されましたが、令和元年度から段階的に軽減特例措置が縮小・廃止されることとなりました。

所得要件 同一世帯内の被保険者・世帯主の総所得金額等の合計額	均等割額の軽減割合				
	本来の軽減割合	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
33万円以下	7割	8.5割	8.5割	7.75割	7割
うち、同一世帯内の被保険者全員が年金収入80万円以下(他の所得なし)		9割	8割	7割	

※保険料の計算方法等、詳しくは納付書に同封する「お知らせ」や町ホームページをご覧ください。

これまで9割軽減となっていた方

今年度は8割軽減に変わりますが、年金生活者支援給付金の支給や介護保険料の軽減強化の対象となります。年金生活者支援給付金の支援額は納付実績等に応じて異なります。

※65歳以上の方で障害認定を受けて後期高齢者医療制度に加入している方も含みます。

※住民税課税者が同居している場合は対象外です。

町民課 国保年金担当
☎内線 126

○介護保険料軽減について
介護保険料は、今年度、所得の低い高齢者への保険料の負担軽減が強化されます。

健康福祉課 高齢者介護担当
☎内線 116

○老齢年金生活者支援給付金(補足的な給付を含む)
今年10月から、所得の低い年金受給者の方へ、年金生活者支援給付金(基準額月5000円)を給付します。

対象 次の支給要件をすべて満たす方

支給要件 ○65歳以上で老齢基礎年金を受給中の方
○世帯全員の市町村民税が非課税の世帯の方

○前年の年金収入額と所得額の合計が87万9300円以下の方

支給日 12月の年金の支払日(10、11月分)

※金額は保険料を納めた期間等により異なります。

※後期高齢者医療保険料を年金からの引き落としで納めている場合、引き落とし額への影響は10月か

ねんきんダイヤル
☎0570051165
からです。

後期高齢者医療の保険証は毎年更新されます

後期高齢者医療の保険証は毎年更新されます。そのため、8月1日から使用いただく新しい保険証を7月中旬に「簡易書留」で送付いたします。新しい保険証の記載内容を確認して、8月1日からご使用ください。

※有効期限が切れている保険証は使用できません。



町民課 国保年金担当
☎内線 126

有料広告を利用しませんか

広報おごせ

1枠 (この記事の半分の大きさ)

5000円

2枠 (この記事と同じ大きさ)

7000円



問い合わせ

総務課 自治振興担当 ☎内線 215

越生町ホームページ

1枠月額 8000円

縦60ピクセル、横150ピクセル
10KB以内、GIF形式

